

第20回教育委員会会議

1 日時 令和元年11月5日 火曜日 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

多田 勝哉 教育次長

花田 公絵 旭区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

武井 宏蔵 学事課長

忍 康彦 学校環境整備担当部長

本 教宏 施設整備課長

水口 裕輝 指導部長

渡瀬 剛行 学校教育推進担当部長

山本 義彦 首席指導主事

羽東 良紘 市政改革室長

北風 敏幸 市政改革室業務改革担当課長

藤巻 幸嗣 教務部長

窪田 信也 教職員給与・厚生担当課長

松田 淳至 教職員人事担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第79号	大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案
議案第80号	市会提出予定案件（その16）
議案第81号	市会提出予定案件（その17）
議案第82号	市会提出予定案件（その18）
議案第83号	市会提出予定案件（その19）
議案第84号	校長公募にかかる第3次選考（最終）の合格者の決定について
報告第36号	平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
報告第37号	「児童・生徒の学力向上・体力向上」及び「教員の負担軽減」に向けた提言について
協議題第35号	働き方改革推進プランについて

なお、議案第79号から第84号、協議題第35号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第36号「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」を上程。

渡瀬学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和元年10月17日に文部科学省より平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が公表されたことに伴い、本市の結果及びこの間の取組に

ついて報告する。

全国、大阪府、大阪市の小中学校別の数値及びそれぞれを比較しやすいよう、暴力行為発生件数といじめ認知件数は1,000人当たりの比率を、また不登校児童生徒については在籍比率を百分率で示している。本市の暴力行為件数については、小学校、中学校とも平成29年度、大幅な減少が見られた。表の暴力行為発生件数の1,000人率の大阪市の値について、小学校では平成28年度の3.2から1.0、中学校では15.0から7.0と大幅な減少が見られたところであるが、30年度は29年度の1.0から2.2、7.0から9.7と増加している。

学校別では、一部明らかな暴力行為の増加が見受けられる学校もあり、そういった課題のある学校には、本市の生活指導サポートセンターによる学校支援や生活指導支援員の配置など、さまざまな取り組みを進めている。この間、本市の取組としては、桜宮高校の事案を受け、平成25年度から本市の教育現場から体罰や暴力行為を一掃するために、体罰、暴力行為の防止に関する指針とともに、児童生徒の問題行動への対応の指針を示すとともに、大阪市部活動指針、プレイヤーズファーストやケーススタディによる校内研修資料を作成するなどの取組を進めてきた。この間の関連の事業としては、生活指導支援員80名を生活指導上課題のある学校に配置し、本市の生活指導上の拠点となる生活指導サポートセンターを西成区弘治小学校跡地に設置し、スタッフの学校訪問等による生活指導に関する助言や、課題のある児童生徒の立ち直りを支援するための個別指導教室をサポートセンター内に設置している。また、児童生徒にあらかじめしてはいけないことを明確に示すことで、それらを理解し自らを律することを目的とした「学校安心ルール」については、大阪市スタンダードモデルの策定を行い、平成30年度からそれをもとに各学校版の「学校安心ルール」を作成している。

いじめの認知件数については、全国的にいじめの認知件数は年々増加傾向にあり、とりわけ本市における小学校では、平成30年度の1,000人率の値について、全国の66.0に対して192.3と約3倍の認知件数となっており、国が求めている積極的な認知が進んでいるところである。平成25年度にはいじめ防止対策推進法が定められ、本市としても、平成27年度に大阪市いじめ対策基本方針を策定し、それをもとに本市のいじめ対策を総合的に推進してきた。まずは学校がいじめについて法的な理解を深めるため、法の第2条にあるいじめの定義について、各校に校長会や研修会等の場を通して、その理解を進めるとともに、いじめの認知や組織的な対応について周知してきた。また、いじめ防止のポスターの掲示やいじめについて考える日の設置を行い、いじめが行われないような学校の雰囲気づくりの取

組も進めている。さらには、平成30年度よりSNSを活用したいじめ相談窓口を設置し、子どもたちがより相談しやすい環境を設定している。しかしながら、中学校の認知件数については減少しているため、引き続きいじめの定義についての理解を深め、積極的な認知を進めるとともに、あわせていじめを生じさせない、またいじめのない学校を目指して引き続き取り組んでまいりたい。

次に、不登校児童生徒数について、小中学校の在籍比率は、全国も増加傾向にあり、本市においても、小中学校とも年々増加傾向となっている。全国と比較すると、小学校で約1.3倍、中学校で約1.4倍となっており、本市の喫緊の課題であると認識している。不登校については、平成29年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律に示された学校以外の場における多様な適切な学習活動の重要性、また不登校児童生徒の休養の必要性といった考え方により、不登校児童生徒の対応が大きく変わろうとしている現状もある。本市においても、令和元年9月からは生活指導サポートセンターにおいて、不登校生徒の学校以外での学習の場としての受け入れを試験的に行い、現在1名の生徒が通所し、学習に取り組んでいる。今後はノウハウを蓄積し、不登校生徒の学校外での学習の場のあり方やその設置について検討するとともに、民間のフリースクールとの連携についても不登校対策のあり方の1つとして進めていく必要があると考えている。一方、不登校児童生徒の減少に向けては、3日連続で欠席した児童生徒への家庭訪問を組織的に行い、丁寧に対応することを徹底することにより、新たな不登校児童生徒を生まないための取り組みが有効とされている。本市においても、生活指導サポートセンターに不登校担当のスタッフも3名配置し、モデル校として中学校3校を、さらに令和元年度から3中学校校区の小学校をモデル校として改めて指定し、不登校対応に関する研究を進めている。また、各校に対しては、授業や行事を通して、児童生徒の居場所づくり、きずなづくりの取り組みを進め、新たな不登校を生まない、さらにはいじめを生じさせない魅力ある学校づくりを進めるよう周知している。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 まず1点目は、先ほど御説明の中にもありましたが、特に暴力行為の発生件数、平均値で見てもなかなか対応がとれないということで、29年度から30年度、非常に多く出たところや、そうではないところがあるので、個別の対応をしっかりといただければありがたいと思います。2点目に、いじめの件数が少し増えたのは、しっかりと

いじめという定義をして、それに基づいて見逃さずに報告を上げてきた結果という説明があったと思います。いじめは、特に28年度から29、30年度と小学校も中学校も非常に伸びているのですが、ここはそういう定義を変えたことから、従来はいじめとして認識していなかったものも増えてきているという理解でよいのですか。

【渡瀬学校教育推進担当部長】 国が6年間の追跡調査をしたところ、90%の児童生徒がいじめた経験、またいじめられた経験があるという調査結果を公表しております。それから考えますと、国はもっともっと件数があるのではないかとということで、まだまだ認知を進めるようにという方向性を示しているところです。ただ、一方でこれだけいじめがあるというのも事実ですので、これに対応していくべき、いじめを生まない学校づくりということについても研究を進めながら、各学校に周知しているところです。小学校がこれだけ伸びているのは、特に低学年の層のいじめの認知が増えているということです。例えばA君がB君に消しゴムを投げたというようなことがあれば、今までであればいじめとはカウントしていなかったのですけれども、B君が消しゴムを投げられたことで嫌な思いをしたということであれば、いじめにカウントしていくということです。低学年によくあるような些細なこともいじめとしてカウントしていくということで、その辺の周知が進んだ影響で、小学校の件数が伸びているという現状もございます。

【栗林委員】 実態をお聞きして、それぞれの暴力行為やいじめに対してどう対応していくかということを組織として考えていく必要があると感じています。平成25年からこれまでどのような取組をしてこられたかということを見ると、私としては、大阪市は積極的な取り組みを進めてきた自治体の1つではないかと受けとめています。

その積極的に取り組んでこられた中の1つに「学校安心ルール」があり、みんなの心がけとして、暴力行為やいじめをやらないようにしていくためには、どのようにしていけばよいかということの、ルールづくりをしておられるということを読ませていただきました。

そういう内部的ルールをつくって、そういうことが起こらないようにしていくということはとても大事なことだと思うのですけれども、それだけではなくて、こうしたものがつくられた後、社会全体に取り組みを広げていくための方策も実は必要ではないかと思っています。特に私どもが経験したのは、平成13年の附属池田小学校で起こった事件が典型的な事例の1つなのですけれども、思ってもいなかったような犯罪や事故、あるいは災害が突如起こったときに、お互いに気をつけましょうというようなレベルのことで、子どもたちの安全・安心を本当に守れるのかというような実態がございます。附属池田小学校事件

でお亡くなりになった8人の子どもがいますけれども、その御遺族の御意見も伺いながら、大阪教育大学としては、インターナショナルセーフスクールとして、世界に向けて安全の意識を確認していく必要があるということで、それに向けた取組を進めております。外国の学校にはそうした試みをやってきたところがありますけれども、むしろここ10年ほどは国内でそういう子どもたちを守れないということが起こっています。東日本大震災の大川小学校の災害を見てもわかりますけれども、そういう取り組みもあわせて進めていく必要があるのではないかと考えています。大阪教育大学では現在、SPSとあって、セーフティ・プロモーション・スクールという認証活動を外国、あるいは日本の中で行っています。学校を安全にするためには、交通災害からの安全であるとか、気候変動による災害からの安全、その他の学校の安全、そういうもの全体を取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。先ほどご報告いただいた数値に関しては、正確に把握していくということがとても大切だと思うので、数が上がった、下がったということに一喜一憂せずに取り組んでいく必要があると思います。こうした学校安心ルールなどを基礎にして取組を進めていくということが必要ですが、同時に社会全体で子どもたちの安全を守るためにどういう取組が必要なのかということも行政の方でも考えていく必要があると思いますので、我々がやっているそうした認証活動なども参考の1つにさせていただけるとありがたいと思います。

【平井委員】 安心ルールについては、様々な事象を数値化していく中で、学校長を中心としたカリキュラムマネジメントを構造化してほしいと思います。いかに校内で安心・安全を徹底するか。大阪市は規模が大きいので、区長がまず学校長との連携をとった上で、現場への落とし込み方をよく考えていただきたいと思います。不登校生への学習の保証も必要です。エドテックなど何らかの形での対応を考えてほしいと思います。

【山本教育長】 いただいたいろいろなご意見、広い意味での本来の学校で安全・安心の取組や、また不登校の取組については、不登校そのものをどう減らしていくかという側面と、不登校に陥っている子どもへのケアという2つの側面について整理して、また今後追っていききたいと思いますので、よろしく申し上げます。

報告第37号「『児童生徒の学力向上・体力向上』及び『教員の負担軽減』に向けた提言について」を上程。

市政改革室羽東市政改革室長からの説明要旨は次のとおりである。

学校現場の実情把握と改革提言を我々としてまとめた。これまでの経過については、昨年12月の予算ヒアリングの場で、吉村前市長から特に教育関係の施策について効果が出ていない部分があるのではないかという指摘があり、市政改革室が第三者的な視点で教育現場の現状を確認し、課題を洗い出してほしい、また、それを踏まえて、市長及び教育委員会に対しての改善案を提案してほしいという指示があった。その後、松井市長に4月にこのプロジェクトの方向性を確認したところ、基本的には前市長が指示した取り組みを継続するということと、学校現場の負担軽減の課題について改善策を考えてほしいという意見であった。

次に、現場状況の把握について、いろいろな立場の先生方の意見をしっかり集めようということで、100人以上の方にインタビューをした。また、例えばある学校の教頭先生に1日張りついて、業務実態を把握することも行った。何が今しんどいのか、どういうことに課題があるのかということを見ていこうということでやってきた。調査方法については、小中学校は別々に意見を聞いたり、管理職、一般教員は別々に意見を聞いたりした。単に文句を聞くだけではなくて、解決につながる意見交換を行ってきた。

その内容をまとめたものが次のページにある。この5つの視点として、教育委員会の上意下達、現場とのコミュニケーション不足ということ、また負担軽減の視点では、過度の文書偏重主義、申請書、報告書等が非常に多いということ、また外部リソース、人的リソースについてもさまざまなメニューがあるが、実効性に課題があるのではないかということ、そして、教員の確保や臨時職員によるサポート体制の構築が非常に困難になってきていること、さまざまなモデル事業等、また各種新規事業について、実施手法に課題があるのではないかということであった。現場との距離ということを我々は指摘をさせていただいている。

そして8ページに、根本原因の解消に向けた市政改革室の見解、提案ということで、大きなものを4つ示している。校長会の組織化であるとか、例えば意見箱や電子メールなど様々な手法があると思うが、そういうような形で現場の意見を集める仕組み、またそれに対するフィードバックが非常に重要になってくる。そして、負担軽減として、教育委員会事務局と現場との書類作成、やりとり、押印、紙提出というようなことが非常に多いということ踏まえ、半減といった具体的な目標設定をする必要があるのではないか。また、教員不足等の解消については、やはりネガティブイメージが先行していることから、例えば頑張る先生がやりがいを持って積極的にリーダーシップを発揮できるような環境づくり、

そういう方々自身の経験も含めた外部への発信が必要なのではないか。4番目が一番重要であるが、4ブロック化を実施するに当たり、学校現場の実態やニーズとの乖離を埋めつつ、好事例、ベストプラクティスを横展開できるような仕組みの構築が最重要になるのではないかと考えている。我々みたいな組織を教育委員会の内部に作っていただく必要があるのかなと考えている。

最後、9ページに、今お示しした内容を市長、教育長、鍵田副市長、中尾副市長に説明した際の意見をまとめている。市長は、例えば学校事務職員の活用について、教頭の負担軽減というところを主眼に速やかに取りかかろうというような意見を出されており、鍵田副市長からは、より具体的な、現場の生の声と改善案をしっかりと示すべきという指示があった。また、中尾副市長からは、第三者的なチェックは必要、校長会がチェックする仕組みをつくれなかなどという具体的な意見があった。

そこで、A3の資料として学校現場の意見を詳細にまとめ、それに対する我々の見解をまとめている。具体的には、まずコミュニケーションに関して、特に事務局の職員が学校に来ないということがあり、現場では諦め感が蔓延しているというのがあった。また、総合教育会議に校長先生の代表が出席しているものの、なかなか意見を求められない。教育委員の皆様の問題点を提起しても、内容の改善につながらないであるとか、特にフィードバックがないということについて、現場の方々が非常に大きなフラストレーションを抱えていると考えられる。次に、負担について、特に大量の文書照会が行われている。特に4月は非常に厳しい状況になっている。その結果、教員と生徒に向き合う時間がないという校長先生の意見であるとか、まだまだ押印が多いとか、施策の説明責任を制度所管である教育委員会ではなくて現場に求めているのではないかという非常に厳しい意見もあった。また、管理職の出張が非常に多いということがある。電話の切りかえが手動なので、切りかえ時間になるまで待機しないといけないとか、物品購入に時間がかかるといった声もあった。さらに、教頭先生が帰る時間になると、全部窓を閉めているという意見があった。東京の区立の学校ではセンサー連動型の電気の点灯、消灯というものも当たり前になっているのに、市では誰でも対応可能なことを教頭先生がやっておられる。学校事務職員の活用についてもさまざまな意見をいただいております、学校事務職員の部屋と職員室が別々になっているという実態など、さまざまな改善の余地があるかなと思っている。引き落とし不能となった徴収金対応で担任が保護者との関係悪化を懸念して、本来子どもに接する時間等の精神的なものも含めて、余裕の幅が縮まっているように見受けられると我々も考えてい

る。こういうところにはぜひ学校事務職員の活用や、さまざまなリソースの活用をしていただきたいと思います。また、プリンターも特に学期末になると通知表の印刷などで混みあうため、スクールサポートスタッフの活用等、学校が選べるような選択権を持たせたらどうかということも書かせていただいている。また、イベント等の案内チラシが多いため各クラスでの配布ではない形にすればいいのではないかと。働き方改革プランについて、やはり具体的な目標が必要だということと、部活動指導員や学校事務職員の交代要員のアルバイト化などについて、いろいろな支障も聞いており、本市のOB職員の活用なども必要かなと考えている。また、特別支援、学力サポーター、理科補助員など様々な職があり、同じ人が兼務している場合、書類をそれぞれで作らないといけないということが負担なので、雇用元の市教委の方で直接学校教諭のPCからそういう方々の勤怠等について管理できるような仕組みをつくる必要があるというふうに考えている。また講師、教師の採用については、自分の子どもがまさに学校の先生になる時期だけれども、なかなか大阪市の学校に来てほしいと言えないという、これは管理職の方であるが、そういう声があったり、教育実習生が行くと10時過ぎまで残業させられるとか、さまざまな意見をいただいている。広報だけでは当然解決しない問題であるので、原因分析を含め、また欠員の場合は定数管理についても引き続きお願いしたい。また、小学校での英語教育について、進めていただいて非常にありがたいという学校もあれば、逆にうまくいっていない学校からは、今まで英語という科目は中学校で初めて教えて、フレッシュな状態で教えられるということが1つの利点であったのに、なぜか中学校に英語嫌いの子どもがたくさん入ってくると、こういうところでまた小中の連携強化の必要性というのも感じさせられたところである。また、養護教諭の方から、例えば修学旅行に行く場合のサポート体制について意見があったが、学校の配置人員だけでなく、例えば区役所には同じことができる保健師もいるため、そういうところとの連携が必要になってくるかなと考えている。最後、施策・事業について、ある事業を進めていく上で、公募をしてみると応募数が少なかったため、市教委から電話で応募要請があったとか、教育ICT活用授業で使用頻度を確認するように我々から伝えたところ、学校経営管理センターからとにかくタブレットの電源を入れるようアドバイスが出ているという話も複数聞いている。ICT事業については、市会等でも様々な議論があるが、一度スクラップ・アンド・ビルドというのを考える時期に来ているのではないかなと考えている。分権化によって校長マネジメントで進めていくという方針としてはあるのだが、現場が実際にいろいろやろうとすると、今のルール上できない、なかなか物も買

えない、買いにくい、それから時間がかかるという実態がある。結局お金が現場に行っただとしても、それを執行できないという、柔軟性に欠けるというのが非常に大きな課題であるというふうに我々も感じている。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 本日は現場から校長先生も御出席いただいておりますので、羽東室長からの報告について、何か御意見がありましたらお願いします。

【高橋西天満小学校長】 この提言の中には学校現場との乖離が大きいと書いてあったのですが、実は今年度から教育委員会事務局より毎月学校現場の声を聞く機会を設けていただいております。現場目線で施策を考えていこうということになっており、大変期待しております。また、市政改革室におかれましては、教員の働き方改革に向けて、本腰を入れて進めていただいておりますこと、ありがとうございます。この提言を拝見して、本当によく調べていただいていると感じる部分はたくさんありまして、例えば6ページ、学校現場の教員の意見で、小学校と中学校では抱える課題がそもそも違うということが記されております。

小学校の状況、課題の状況などについて少しお話しさせていただきます。小学校現場では一番大きな特徴としまして、特に学級担任の先生の負担が大変大きくなっております。その業務量は本当に限界を超えている状況でして、小学校の担任の先生は基本的に全教科、例えば5・6年生では国、算、社、理、音楽、図工、家庭科、体育、英語、道徳、それと総合を全て教えることになっております。もちろんそれらについて評価もしなければなりません。そして、教える内容もこの何十年の間に膨れ上がってきておりまして、例えば私たちが子どものころ使っていた教科書と今の教科書を比べてみますと、面積はまず1.5倍以上大きくなっておりまして、ページ数も年間100ページほど増えております。先生たちは、指導漏れがあってはいけないので、授業に追われているような状況です。また、英語等これまでなかったものが増えております。5・6年生の習得英単語として、2年間で600から700語と言われており、今の中学生の半分強の量の単語が獲得目標となっております。内容も今の中学1年生で学ぶものが多く含まれております。それに加えて、パソコン、タブレットの使い方、プログラミング教育なども増えております。学級担任の週当たりの持ち時間ですが、多いものは29時間、少ないものでも25時間程度と、ほとんど空き時間がございません。学校によっては、一部専科教員を導入して、少しでもあいている時間をつく

ろうとしておりますが、それが毎日あるわけではありません。もしあっても、担任はその時間を活用して、ノートの点検や丸つけ、宿題の点検、子どもの日記を読んだりしているところです。もちろん給食時間や休み時間も業務でしっかり詰まっております。掃除も子どもたちに指導しなければ、とても子どもだけではできないです。職員室にはそういう状況だから、いつも教頭先生しかいない状況があります。そして、労働基準法で定められた休憩時間はどこで設定しているのかといたしますと、15時45分から16時30分ごろ、大体この近辺で各学校、担任の先生は設定しております。しかしながら、実際はその時間には子どもを残して勉強を教えたり、会議や校務分掌の仕事、事務仕事などをしたりしていますので、設定はしているのですけれども、結局、誰も休憩を取得している者はいません。5時を過ぎたぐらいから、落ちついて残りの丸つけやノートを見たりしております。終わらないときはテストやノートパソコンを持ち帰って仕事です。本校でも独自に調査しておりますが、学級担任は、平日はほぼ毎日、週末も毎週持ち帰って仕事をしていると回答しております。大体小学校の担任はこのような毎日を送っております。したがって、小学校現場で一番要望しておりますのは、専科教員の配置です。専科教員が複数いることで、毎日担任に1時間ないし2時間の空き時間が確保できます。授業時間中にテストの丸つけや授業の準備、教材研究ができるようになります。余裕ができた分、子どもと向き合える時間が増え、もしかしたら休憩時間をとるということができるかもわかりません。10月9日に、全国連合小学校長会や日本PTA全国協議会等の教育関係23団体から約200名、国会議員約100名が出席する全国集会でアピール文が採択されました。そこでは、持続可能な学校の指導、運営体制の構築のための教育等が必要で、小学校においては専科指導の充実に向けた教員定数の改善を求めています。本校が行いましたある学級担任のアンケートには、改善してほしいことはたくさんありますが、やらなければならない仕事ばかりなので、減らすことはできないと考えますという答えがありました。現場の生の声として、結論としてやはり専科教員の配置など抜本的な改革がなければ、小学校の担任の先生の負担軽減はかなり難しいのではないかと考えておるところです。

【文田花乃井中学校長】 今御説明をいただいた中で、基本的にはスクラップ・アンド・ビルドというのが基本になると思います。学校現場では本当にいろんな施策を実践しなければいけないということがあり、それから根本的にはやはり子どもにかかわっていることというのは、実は昔と変わらないと思っています。ただ、それ以上に事務量がすごく多くなってきているのが学校現場の負担だと思っています。学校現場ではいろんな行事の精選

や取組の見直しをしているのですが、やはり子どもにとってみれば必要なことというのは、教員としてはやってやりたいという思いがあります。教育委員会の方とも今年から、いろんな細かな連携をしていただいているように思っています。その部分ですぐには結果というのは出ないと思うのですが、引き続きその姿勢で進めていただいて、学校現場がより活気にあふれたものになるようにしていただきたいと思います。細かな部分については、いろんな校長の意見とか現場の意見というのは吸い上げていただいたかなというふうに思っております。

【大竹委員】 本日、こういう御提案を見て、認識というのはそんなに違ってはいないと思いました。それで、例えばいろいろな提案の中でも、校長会を組織化するというのは1つの案でいいとは思いますが、ただでさえいろいろな会合が多いというときに、またこれは追加になるかもしれません。やはり何かを減らさないと積み重なってしまうということになってしまいます。私は企業出身なので、例えば何か事故があると、今までのマニュアルの上にどんどんどんどん積み重ねて、結局何もできないような状況になってしまうということがあります。そういう面では、会議体をつくるということはいいのですけれども、別の会合を削るということをぜひセットで考えていくべきではないかと思えます。そういう面では、ここの指摘というのは本当にそのとおりだと思います。特に、本日も御説明の中にあつたのですが、いろいろ意見提起しても、こういう理由でできない、こういうことを解決すればできると、では、これはやりましょうとか、そういうようなフィードバックがないということが、やはりフラストレーションが一番たまるのだらうと思います。これだけICT機器があるので、要望が出てきたら、それに対する回答をきちんと返すような仕組みを作れば随分変わると思います。我々も教育委員として、現場に行っているいろいろな方からお話を聞きますけれども、ある意味では現場の教職員の方のこういうことができたらいいですね、できませんかね、だけどお金が、だけど人が、最後はお金と人になるということがあり、教育委員や教育委員会事務局に言っても、お金や人の問題はなかなか解決できない、そういういろいろな問題が出てきて、なかなか我々も答えが出にくいと、こういったような現場での話し合いが結構あるわけですね。たとえば個人のパソコンを使ったらいいじゃないかと言うのは簡単ですが、ない人はどうするかという問題もあります。そういういろいろな課題はありますが、ぜひ教育委員の1人としても、今言われた中ではある程度のフィードバックはしっかりしていこうとか、あるいは文書についても、3割、4割は文書が減っているのですけれども、4～5年経ってしまうと、また元の木阿

弥になってしまうから、これは毎年しっかりやっていきたいと思いますというような話、どうしたらできるのかというように話を話していくことが必要だろうと思います。本当にコミュニケーションの問題、文書の問題、外部人材の問題、我々もそのとおりだと思いますし、一番教育委員として悩んでいるのは、長時間労働をいかに減らしていくかということが、なかなかいろいろな課題があってできにくいとと思っていますので、ぜひ市長部局として外部から見た観点で、また一緒に話を、あるいは議論をさせていただければありがたいと思います。

【平井委員】 長時間労働の是正の問題で言うと、特に小学校は全教科を教えなくてはいけないし、現実問題として今の流れではなかなか改善が難しく、大幅に改善するとするならば、未来の教室のように、授業の文化を大きく変えないと、働き方改革には対応ができないと思います。ただ、現実、経産省が出してくる未来の教室も是々非々があり、教育現場に本当になじむかという課題はあります。輪番制でも構わないのですが、校長会にも入ってもらって、未来の教室的な、要するに学校の大きな文化を変容させるようなことも検討しなければならないのではないかなと思います。

【栗林委員】 資料を読ませていただいて、私自身、附属学校を11校所管しているものですから、附属学校で言っていることとほとんど同じだと思いました。学校現場というのは、形態は違って同じような問題を抱えているというふうに言えると思いました。今、平井委員もおっしゃいましたし、大竹委員もおっしゃいましたけれども、フィードバックをしていくときに、基本的な政策を市の方から出すことなくフィードバックを個別対応するということはなかなか難しい側面もあるのではないかと思います。私は、今、附属学校改革に取り組んでいますけれども、学校現場からコンピューターなしで文書を書くとか、文書の煩雑さをなくしてほしいとか、そういうことを学校単位で言ってもらっては困ると思いますね。コンピューターの導入というのは、一体どういう意味を持つのかということをしっかり考えていただきたい。今、民間でも校務支援システムがいろんな形で存在しています。私自身も予算は用意すると、だから校務支援システムを標準化するということを宣言して、クレームがあるなら学長室に来なさいということを言っていますが、誰も来ません。そうやって今進んでいっています。これはつまり、みんなに共通のものを提示しなければ、みんなの不満はなくなるということだと思えるのですよね。だから共通のものはしっかりとそういう業者とも議論をして、学校で雑務と言われているものを合理化していくためには、私はコンピューターしかないと思いますけれども、そのために何が必要な

のかということをしっかり議論して、標準的なものを取り入れることが重要です。一時的にはものすごくお金がかかりますけれども、標準化されれば、その後は随分教員にとっても、あるいは教頭、校長にとっても合理化されると思います。これが1点です。

もう1つは、ここでも言われていますけど、スクールロイヤーの方に相談したい、それからクラブ活動の指導をどうしたらいいのかということについて、教員の働き方改革にかかわることですけれども、やはり今までやっていた仕事以上のことを軽減化してあげないといけないと思います。これは国もそうした人材の養成に取りかかっていますし、私どもも教員養成大学として、そういう人材の養成を既に行っていますが、まだそういう人が配置されるには時間がかかるのだと思います。かかるとは思いますが、一定の枠を設けて、そういう人たち、学生であっても構わないのですが、ボランティアでもあるいは多少の謝礼でも設けられるなら設けて、参加してもらおうという仕組みを作る必要があると思います。つまり学務上の仕事以外のものについては、できるだけサポートできる体制をつくっていくというのがもう一点の要点かと思います。そういう標準的なものを事務局から提案してあげないと不満は残るし、ここの不満をいくら聞いても解決はつかないと思うのです。だから標準的なものを提示できるような仕組みづくりは非常に重要だと思っています。小学校と中学校で課題が別だということがあるのですが、小学校も中学校も高等学校も、あるいは特別支援学校も幼稚園も、抱えている問題は共通したところが大きいと思っています。そういう観点で考えていただけると前進し得るのかなと私自身はと思っています。

【森末委員】 いただいた問題点について、確かに納得するところもあります。ただ、この中で最初にやらないといけないことは、大竹委員もおっしゃったように、やはり現場から教育委員会、あるいは教育委員に対して求めた改善案に対して、こちらがどう受けとめるのか、できるのかできないのかを含めて回答するというのがなければ、やはり言い放しで結局どうなるのかわからずフラストレーションがたまるのですよね。具体的にどんな形で具体的な提案をしていただいて、事務局に対して校長会からするのか、あるいは教育委員に対してするのかとか、そういう仕組みを作っていないといけないと思います。その中でかなり手間がかかるかもしれませんが、いろんな項目を挙げていただいて、それについてできること、できないことといった査定的なこともしていけないといけないと思います。具体的なやり方は事務局に任せたいと思います。

【羽東市政改革室長】 ありがとうございます。今後我々も市長のサポート役として、予算をつけるに当たって、どのような形でこの課題について取り組まれたのかというのは

1つの大きなポイントになってくると思いますので、また市長への報告を事前にするのか、また方針を出していただくのかというところは、考えていただければというふうに思っています。我々が一番気になりましたのは、校長裁量の強化と言いつつも、教育委員会が進めておられることに校長先生方が非常に時間をとられているということでしたので、校長先生の意見をまずは聞いていただいて、校長裁量の強化をするための事務局であるという位置づけにしていいただければということです。また、民間のアイデア、私もある車会社の出身なのですが、現場での改善というのをサポートしていこうと思えば、先ほどおっしゃっていただいたいわゆる未来の学校であるとか、全体で教育委員会としてつくっていく部分、教育長をはじめ教育委員の皆様との対話だけではなく、現場同士がしっかり話し合うということも大切ですし、車会社でいえば、生産調査部みたいな、やはり実態がどうなっているのかというのを、監査ではないとは思いますが、教育委員会の皆様が現場に行かれると、やはり皆さん授業参観じゃないですけど、緊張されると思いますので、現場の意見を聞く仕組みというのを、それがICT技術を使ったものなのか、そこはわかりませんが、また議論してつくっていただければというふうに思います。

【山本教育長】 ありがとうございます。事務局を統括する立場で今の意見についての話をさせていただくと、我々がいつも考えておかなければいけないのは、我々の仕事のアウトカムは、基本的にやはり子どもであって、子どもを育てていく過程の中で、当然仕事ですからいろんなハードな局面はきっとあるのだろうと思います。ただ、余りにもハード過ぎる部分については当然是正をしていかなければいけないものの、その是正の仕方においても、数量的な時間的なものだけでいいのか、あるいはちゃんとした中身として充実したものがあれば、やはり先生として打ち込む姿勢があればいいのかということもあります。そこをどううまくコミュニケーションをとって我々としてきちんと支援をしていく分、やはり子どもたちのためにある程度しんどい部分というものもまた抱えていただくということについてもやっていかないと、やはり大阪の今の教育環境というものから次代を担う世代を育成していくのはなかなか難しいところもあるのだろうと思います。そういう観点から、もっともっと現場とコミュニケーションをとってやっていかないといけないと思います。あとは、大きく物事を見直すときには、やはり考え方の整理だけではなくて、仕組みづくりをやっていかないと無理なのですね。そのときに一見関係ないように見えますけれども、都構想とは別議論として、大阪市を4つのブロックに分けて、もっと学校現場に近いところでやっていくという仕組みを考えています。我々、事務局としては来年度

に向けて、いろんな先生方の数も増やしていきますし、それに伴って指導主事の数も大幅に増やしていきます。そういうふうにして、我々がやっていることを学校現場の中に、先ほども専科の話であるとか、例えば指導員にしても、人手がないといったことをどのようにやっていくのかということも含めて、いろんな予算の枠の中にそれを入れていって、やっぱり経年的に積み重ねていくことが必要です。一定の年度の目標を立てて、毎年毎年少しずつ現実的な解消につなげていくという作業はやっていかないとはいけませんし、そのときにコミュニケーションをとるという意味でも、もう少し細かい単位での学校と事務局との関係性の構築、その中で校長会にももっともっと経営的観点と主体的に入っていただくような形で、我々もいろんな活動を支援しながらやっていく必要があると思っています。要となる事務局のほうでこういう大きな問題をやる際に、ないがしろにせずに議論していくという意味で、本日はわざわざ室長に来ていただいてご提案いただいたことも含め、先ほど森末委員からあったように、来年度に向けて教育委員会の誰が、どの部署がこういうチェックを継続的にやっていって、どういう具体的な体制で課題解決に当たっていくのかということを中心に整理していかないといけないと思います。ですから予算だけではなくて、そういった体制の部分も含めてまた一緒に議論をしていただければありがたいと思います。

協議題第35号「働き方改革推進プランについて」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

全国的に教員の勤務が長時間となっているということが大きな問題となっており、本市も同様の状況である。平成30年度には教員の長時間勤務解消に向けた調査研究等を業務委託として、民間のコンサルタント会社に委託し、平成31年3月に最終報告書の提出を受け、この最終報告書については、今年4月9日開催の教育委員会会議において既に御報告差し上げたところである。一方で、平成31年1月には、中央教育審議会から学校における働き方改革に関する答申が出されるとともに、文部科学省からは教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが出された。このガイドラインでは、各教育委員会においてガイドラインに準じた上限基準を策定することが求められている。また、本市の人事委員会からも、長時間勤務の是正に取り組むよう求められているところである。

これらを踏まえ、事務局の関係課や現場教員が参加する学校業務改善ワーキングにおいて検討を進め、校園長会や区担当教育次長の御意見もいただきながら、学校園における働

き方改革推進プラン（仮称）（案）として取りまとめたので報告申し上げます。

まず第1の（1）本市の学校園における教員の時間外勤務時間の状況等の（1）として、教員の時間外勤務時間の状況を記載している。年々改善傾向にはあるが、平成30年度の全校種平均で36時間35分と、本市も国同様に長時間勤務の状況である。

続いて（2）教員の勤務の長時間化の現状と要因として、アからエまで記載している。アの小学校、幼稚園の学級担任制、イの中学校、高等学校の生徒指導、進路指導や部活動、ウの小規模校の問題、エの教員の若年化といった課題認識を記載している。

続いて（3）として、文科省のガイドラインの内容について示すとともに、（4）として、文科省ガイドラインの基準を本市に当てはめた場合の遵守状況について記載している。基準1については、いわゆる働き方改革関連法案における改正後の労働基準法で示された月45時間以内、年間360時間以内という超過勤務時間の上限の基準を在校等時間、つまり出勤の打刻から退勤の打刻までの時間に当てはめたものとなっている。基準2については、改正後の労働基準法では例外として示された月100時間以内、年間720時間以内などといった基準に準じるものとなる。表2に基準1を満たす教員の割合、表3に基準2を満たす教員の割合を掲載している。例外的な基準である基準2でも、3割以上の教員が基準を満たしていない実態がある。

次に、2、本プラン策定に至った経緯及び目的等の（1）本プラン策定に至った経緯については、この間の経緯を記載している。

（2）教員の勤務の特殊性を踏まえた本プラン策定の必要性について、教員は給特法により超過勤務命令を受けて勤務する時間がいわゆる超勤4項目に限定されること、給特法により超勤4項目以外の長時間勤務は、教員が自らの判断で自発的に勤務しているものと整理されていること、さらに、超勤4項目に該当したとしても、教員には給料の4%に相当する教職調整額が一律に支給されていることを理由に、超過勤務手当が支給されないことなどといった教員の勤務の特殊性を述べるとともに、超過勤務時間に該当しないとしても、長時間勤務による健康障害を防止し、子どもたち一人一人に向かう時間を確保できるようにするためにも、長時間勤務の解消を図る必要がある旨記載している。

（3）本プランの目的について、教員の長時間勤務の解消は喫緊の課題であることから、まずは現時点において教育委員会と学校園において速やかに取り組むことができると思われるものについて、本プランにおいて示すこととした。学校園以外が担うべき業務であるか否かの基準など初めとする残る課題については、今後も引き続き検討し、随時本プラン

を更新する予定である。

1の勤務時間の上限に関する基準について、文科省のガイドラインで示された基準1、基準2と同様の基準として設定することとしている。その上で、勤務時間の上限に関する基準の達成目標として、基準1及び基準2を満たす教員の全校種の割合を令和4年度末において、平成30年度から10ポイント以上改善するという目標や、基準1、2を満たす教員の割合を平成30年度から令和4年度末までに改善した学校園の割合を70%以上とするといった目標を設定している。この点については、特に基準2については、改正後の労働基準法でも特に例外的なものとして設けられた基準に準ずるものであり、教員の健康のためにも本来、100%達成すべきものではないかといった御指摘を区担当教育次長からもいただいたところである。しかしながら、本来速やかに全ての教員が満たす必要があるということは認識しているが、教員の長時間勤務の現状を是とするものではないものの、直ちに100%達成することは難しいといったことから、こういった目標とする旨を記載している。

個々の取り組みの詳細は省略させていただくが、教育委員会における取組としては、スクールサポートスタッフを初めとする専門スタッフ等の強化、充実などの取り組みについて記載している。学校園における取組としては、学校行事等の見直しや地域行事への参加の見直しなどについて記載をしている。また、本プランの公表に際しては、地域、保護者の皆様へ教員の長時間勤務の状況などについて御理解いただくよう、教育委員会から発信することを考えている。その他いただいた内容については、今後プランの更新に当たって生かしてまいりたいと考えている。

事務局としても、今回のプランで示す取組だけでは不十分であり、解決すべき課題がいまだ多く存在するという点については認識しているところであり、今後も引き続き教員の長時間勤務の要因やその解消策について検討を進めてまいり、随時プランを更新する予定である。

しかしながら、教員の長時間勤務の解消は喫緊の課題であることから、まずは現時点において速やかに取り組めるものから取り組んでまいり、本プランをお示しする次第である。

今後の予定について、本日いただいた御意見等を踏まえて、案を修正し、改めて教育委員会にお示しし、御採択いただいた後、公表したいと考えている。また、公表に際しては市長からも地域や保護者の皆様へのメッセージの発信をお願いする予定をしている。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 基準を設けていただいているということで、すぐに100%達成できないので、国が示したものについて10ポイント以上改善していくことを目指しているということなのですが、労働条件にもかかわってくるような話なので、これが達成されないときには、例えば結果が出てないのに安易に言うべきではないと思いますけども、責任の所在はどうか教えていただけますでしょうか。10ポイント以上改善しなすと言っているわけですよね。例えば7ポイントの改善だったらどうなるのでしょうか。その評価に対する責任は誰がとることになるのですか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 これは教育委員会としての目標ということにしておりますので、個々の学校においてどうということは、今は考えてはいないのですが、まずは各学校で具体的に取組んでいただく場合に当たっては、3年で10%ということですので、それぞれの学校において、まず状況を確認いただいて、それに基づいて学校としてこの目標に基づいてどう改善していくかということを学校ごとに考えていただければいいのかなというふうに考えております。各学校の現状がそれぞれあるかと思ひまして、一律に今年は何%、来年は何%ということはお示しにくいということも議論でございましたので、今のプランの書き方としては3年で10%ということを書かせていただいております。

【栗林委員】 10ポイント改善を目指すということは、表には出ないのですか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 出ます。これは公表させていただきます。

【山本教育長】 あくまで努力目標みたいなイメージです。これに向かって努力してもらわれないといけないのですけれども、あくまでそれが先ほど言ったような子どものアウトカムを棄損するようなことにならないようにするためには、この取組内容がどれだけきちんと賄われているかということもあわせて見ていかないといけないのかもしれませんが、学校ごとに頑張っただあなたの学校は改善しました、あなたの学校は改善できていませんというような形で取りまとめて、おおむね70%の学校がやっていたというのでは、恐らくこれを出している意味がなくなっていくだろうと思います。今までの教育委員会のやり方は、おのおののセクション、例えば教務部がその部分も含めてチェックもやっていくという縦割りの発想で仕事をするのですけれども、それだけだと、結局各学校現場に押しつけることになってしまうので、ある程度の達成をもってよしとする。ただ、そういうことでは本当の改善、改革にはつながらないのだから、それを各セクションに押しつけるのではなくて、事務局としてみたら、横串を刺すような目線で、各事業の進捗とか本当にそれが

数値の進捗だけじゃなくて、取組内容も踏まえた現場と十分な相互理解を持った進め方と結果につながっているのかということも含めて、さきほどの問題提起があったというふうに思っていますので、そこも含めて単にプランをつくって、その数字としては大きく間違っていないのだけれども、それを言うだけで終わってしまうことにならないように、どのように持っていくのかというのはこちらでまた考えていきたいと思えます。

【大竹委員】 やはり数値は結果なので、そういう面では働き方改革に向けた取組ということで、教育委員会のやること、あるいは学校園のやること、いろいろあるんですけど、それが着実に実施できているかどうかということの結果として数字が出てくるということがありますから、このP D C Aをどう回すかということが大事だと思います。具体的な指標の数字があるところとないところいろいろあるので、ある程度指標を入れてやっていくということをしないと、何となく終わってしまうということにもなりかねないと思えます。こういう取組の施策に対するP D C Aをどう回すかということと、指標をそれぞれの項目についてしっかり決めていくということが今後必要となると思えますので、是非それはお願いしたいと思えます。

【平井委員】 努力目標と学校評価とをある程度連動させるのも1つだと思います。これは市としてやることですが、合意形成がとれない中で進められると、P D C AのPで終わってしまう恐れがあります。各校園で振り返ってもらって、課題の抽出と改善案、そして具体的な取り組みがあれば良いのではないかと思います。文言で書かれるときに、努力義務というのは書かれたほうが良いのではないかと思います。

【森末委員】 これは関連性が認められる一応の基準ですから、それでいいのではないかなとは思えます。

【山本教育長】 プランづくりをこの間やってきまして、これは全国的な流れもあることですので、こういったプランの考え方を整理する中で、このプランに対する現場も含めた取組をどう担保していくのかということがありました。そのやり方はいろいろあると思うのです。評価に取り入れるという考え方もあれば、いわゆる内部的に市政改革室のような組織をつくって横串を刺して行って、P D C Aを回していくという発想もあると思えます。そこは全体のプランニングの中でやっていかなければいけないと思えますので、事務局でもう一度議論させていただいて、また改めて教育委員会にお示しをさせていただきたいと思えます。

議案第79号「大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立高等学校学則の第9条第1項において、各校の収容定員を定めているが、今回、南高等学校の収容定員を480名から400名、西高等学校の収容定員を720名から560名、水都国際高等学校の収容定員を80名から160名、生野工業高等学校の収容定員を640名から560名、東淀工業高等学校の収容定員を649名から609名、扇町総合高等学校の収容定員を600名から480名へ変更するため、大阪市立高等学校学則を改正するものである。

改正の理由は、既に昨年度以前の教育委員会会議で決定いただいた方針によって、令和2年度に生じる予定の収容定員の変更を本規則に反映するものである。

まず、水都国際高等学校については、平成31年4月に開校し、募集人数を80名としているところ、学年進行に伴い学校全体の収容定員の変更が生じるものである。

次に、南高等学校、西高等学校、扇町総合高等学校については、平成30年度の教育委員会会議において、南高等学校、西高等学校及び扇町総合高等学校の3校を対象とした再編整備による新たな普通科系高等学校の設置理念等が決定され、令和2年度より南高等学校の英語科、国語科の募集を停止して、英語探究科で80名を募集することとし、西高等学校の英語科、流通経済科、情報科学科の募集を停止して、新たに教育情報科で80名を募集することとし、扇町総合高等学校の総合学科の募集人員を200名から80名に変更することで、学校全体の収容定員に変更が生じるものである。

次に、生野工業高等学校については、同校の電気科、電子機械科において募集人員80名のところ、平成29年度、平成30年度の入学者選抜の志願者数が40名を超えることがなく、2学級編成ができない状況が続いていることから、平成31年度の募集人員の変更を行ったものである。また、東淀工業高等学校においても、同校理工学科において募集人員80名のところ、平成28年度、平成29年度の入学者選抜の志願者数が40名に満たない状況であったことから、同様に平成30年度の募集人員の変更を行ったものである。両校において、令和2年度の募集人員は同数とするが、学年進行に伴い、学校全体の収容定員の変更が生じるものである。

施行期日については、令和2年4月1日を予定している。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第80号「市会提出予定案件（その16）について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、職員の給与改定に関する条例改正案である。令和元年10月15日の教育委員会会議において御協議いただいた内容について、教育職員で組織する職員団体との協議が調ったので、条例の改正案として御審議いただくものである。

改正の理由について、10月4日に公表された本市人事委員会勧告において、本市職員の給与が民間給与を下回っていることから引き上げる必要があるとの勧告を受け、本市職員の給与を引き上げるため、必要な事項を条例で規定するため、条例の一部を改正するものである。

改正の内容について、まず（1）の対象者は高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表の全ての級を改定の対象とする。なお、幼稚園教育職給料表については、人事委員会勧告の内容を踏まえ、改定は行わないものとする。続いて、（2）について、各給料表ともに1級及び2級については、大卒初任給を1,500円引き上げ、最低でも1,100円は引き上げとなるよう、高位号給に向けて改定率を逡減させる。特に2級については、小学校、中学校教育職給料表において、初号付近を1,200円、高等学校等教育職給料表においては1,500円引き上げ、最低でも1,000円は引き上げとなるよう、高位号給に向けて改定率を逡減させる。3級及び4級については、一律1,000円引き上げる。なお、再任用職員については、行政職給料表と同様に、現行の給料月額に各級ごとの改定率を乗じて改定を実施する。

今後のスケジュールについて、本日議決をいただいたら、市長部局エリアの他の給料表とともに改正案を現在開会中の市会に上程して、議決を経て、年内に全ての精算を終えたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第81号「市会提出予定案件（その17）」、議案第82号「市会提出予定案件（その18）」及び議案第83号「市会提出予定案件（その19）」を一括して上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

これら3案件については、校舎建設工事請負契約の締結に係るものであり、全て予定価格が6億円を超えるため、今後大阪市会での御審議をお願いする必要があるものである。

まず、議案第81号は、平野区にある瓜破小学校である。昭和34年並びに39年に建てられて、老朽化が進んでいる校舎3棟を建てかえるものであり、栗本建設工業株式会社と、契約金額6億1,380万円で契約をしたいと考えている。

続いて、議案第82号は、東淀川区の東淀中学校である。こちらも老朽化が進んでいる校舎4棟があり、それを新校舎に建てかえるものである。株式会社森長工務店と、契約金額9億9,890万円で契約したいと考えている。

最後に、議案第83号について、この間、委員の皆様方に御議論いただいている新普通科系高等学校について、北区の扇町総合高校の校地に開校するに当たり老朽化が進んでいる校舎1棟を建てかえるものである。富国建設株式会社と、契約金額15億2,900万円で契約をしたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第84号「校長公募にかかる第3次選考（最終）の合格者の決定について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

受験者数及び合格者数については、小・中学校共通では外部1人、内部49人の計50名を合格とする。また、高等学校は2名、幼稚園は4名を合格としたい。

合否通知は、11月中旬頃に受験者へ発送予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
